

計画の位置づけ

地球温暖化対策推進実行計画とは、地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条に規定する「地方公共団体実行計画」にあたるもの。計画は同法に **2つに分けて定められている**。

事務事業編	区域施策編
<ul style="list-style-type: none"> ・市役所の業務に伴って発生する温室効果ガスのみを対象。 ・全地方公共団体に策定義務あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・橿原市全域で発生する温室効果ガスを対象 ・中核市以上に策定義務あり。それ以外は努力義務。

本市の現況

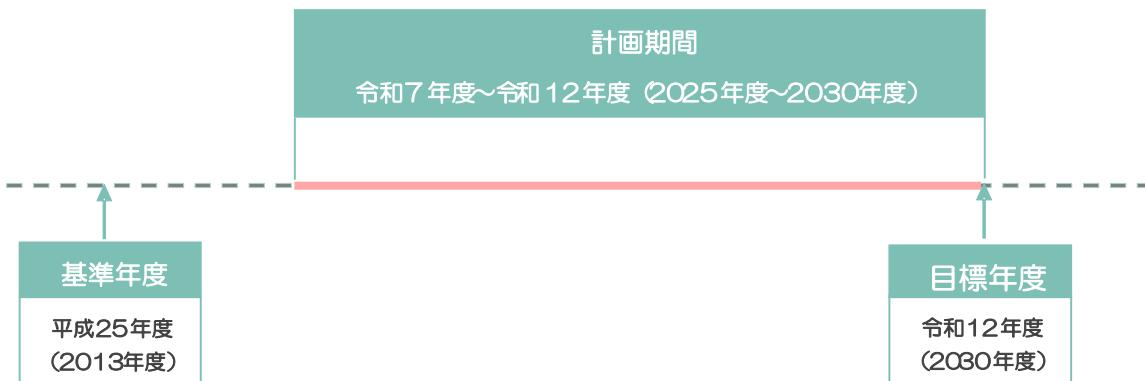
<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年3月「橿原市地球温暖化対策推進実行計画（第3次）」を策定。 ・目標値は、当時の国の削減目標（26%）を参考に設定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧環境総合計画に統合して策定、令和5年3月末に計画期間を全うし失効。
--	---

国の新しい削減目標（46%）に基づき計画を改定

期間

両計画とも、政府の「地球温暖化対策計画」に即して、

- ・基準年度は、**2013年（平成25年）度**
- ・計画期間は**2025年（令和7年）度～2030年（令和12年）度の6年間**に設定。

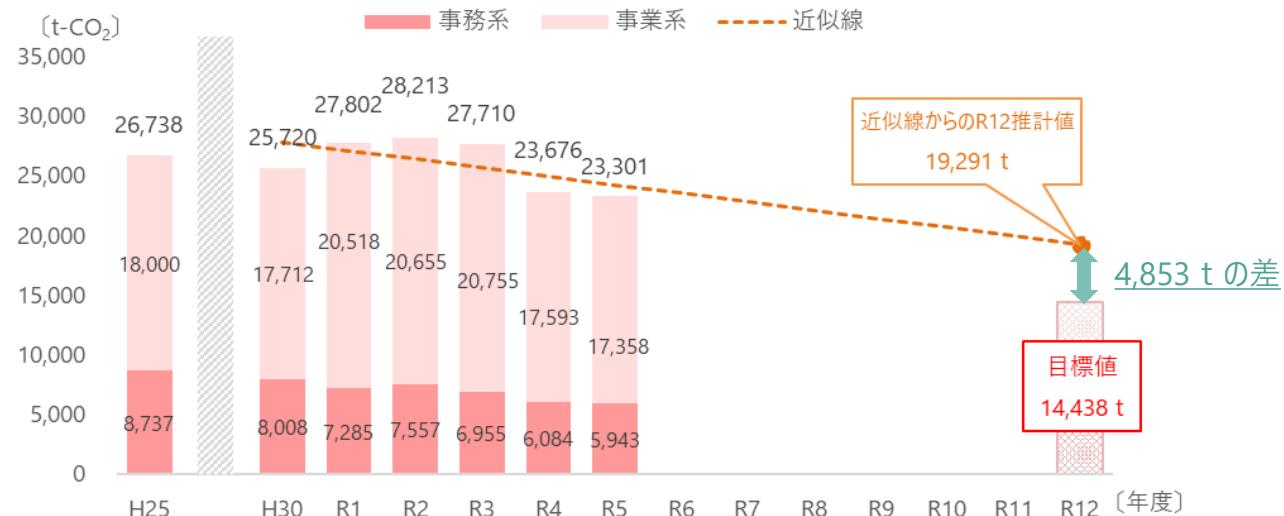


温室効果ガス排出状況と削減目標

◆ 事務事業編

2013年（平成25年）度値を基準に、2030年（令和12年）度において**46%以上の削減**を目標として設定。

2013年（平成25年）度排出量 **26,738 t -CO₂**
 2030年（令和12年）度目標値 **14,438 t -CO₂**

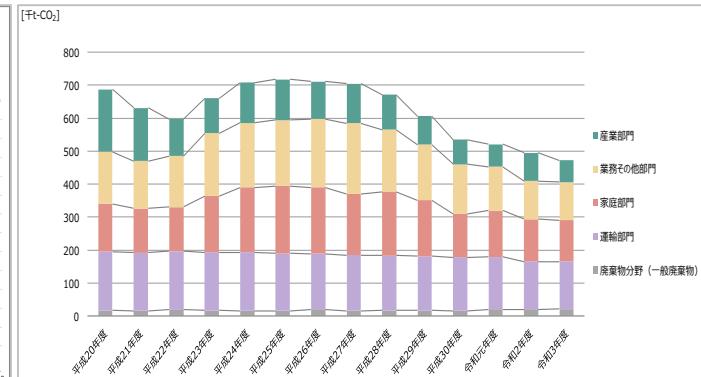
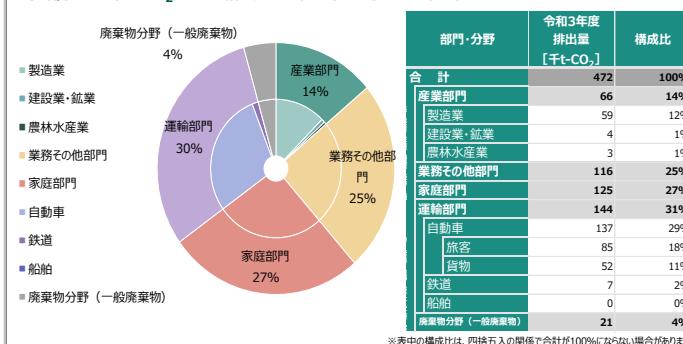


◆ 区域施策編

「自治体排出量カルテ」に掲載された値を、温室効果ガスの現況推計として採用。国の地球温暖化対策計画や先進事例を踏まえて、目標値を表のとおり設定。

温室効果ガス排出量 (千t-CO ₂)	2013年度 (基準年度)	2030年度 (目標年度)	削減目標 (基準年度比)
合計	717	382	47%
産業部門	123	48	61%
業務その他部門	200	84	58%
家庭部門	204	95	54%
運輸部門	174	139	20%
廃棄物分野（一般廃棄物）	16	16	0%

3) 部門・分野別CO₂排出量構成比 令和3年度（2021年度）



施策

◆ 事務事業編

事務系（非事業系）において取り組む内容

① 電気の使用量の削減

- 照明の省エネ推進
- 冷暖房の省エネ推進
- その他節電のための行動取組
- 省エネ・省CO2型設備導入の推進
- 新エネルギー、未利用エネルギーの有効利用
- 電力調達における環境配慮

② 燃料の使用量の削減（公用車除く）

- ガス、その他燃料の使用量の削減

③ 公用車の燃料使用量の削減および効率的利用の推進

- 公用車の効率利用・適切管理
- 低燃費・低公害車・燃費のよい軽自動車の導入
- 自転車利用・公共交通機関の推進

④ 廃棄物の発生抑制・資源化の促進

- グリーン購入の推進
- 減量・リサイクルの推進

⑤ 情報共有・意識啓発

- エネルギー使用量等の調査および情報の提供・共有
- 職員の研修

事業系において取り組む内容

① 一般廃棄物処理量の削減

- 一般廃棄物処理量の削減
- プラスチックごみ対策の推進

② 施設運営の効率化

- 施設の安定運営
- 電気使用量の削減

◆ 区域施策編

① 省エネルギー対策の推進

エネルギーマネジメントシステムの普及を促進し、省エネルギー対策を推進するとともに、電力需要をコントロールできる機能の付与に努める。

- 環境配慮型建築物の普及促進
- 省エネルギー行動に向けた啓発
- 市役所業務での率先垂範

② 再生可能エネルギーの促進

本市の特性から大規模な再エネの導入は適さないため、可能な範囲の取組として、HEMSの普及を前提とした太陽光設置促進、また地域の事業者等の関係主体等とも連携し、再生可能エネルギーの利活用の促進に取り組むことで、総合的な再生可能エネルギーの普及に貢献することを目指す。

- 再エネ発電設備の促進
- 再エネ設備などの適切な維持管理の実施
- 利活用に関する啓発・情報提供
- 公共施設の率先垂範

③ 運輸機関の環境負荷低減

温室効果ガス排出がより少ない公共交通機関の利用促進や、自転車や次世代自動車などの環境負荷の小さな交通用具への移行など、環境負荷が小さくなるよう各種の運輸機関の最適化を進める。

- 環境負荷の低い交通・運輸の転換促進
- 市役所における率先垂範
- 自家用車使用に伴う環境負荷低減

④ 減量化・資源化の推進

循環型社会の形成のため、ごみの減量と資源化率の向上を目指す。また、温室効果ガス排出量へ影響度の大きいプラスチックごみについて、可能な限りの資源化取組を推進する。

- 4Rに関する啓発
- プラスチックごみ対策の推進

⑤ 気候変動影響への適応

気候変動による影響が全国各地で現れており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがある。緩和だけでなく、現在生じており、また将来予測される被害の防止・軽減を図るため、気候変動への適応に取り組む。

- 自然災害へのリスク軽減
- 健康への影響に関する対策の推進

策定スケジュール

